

## 千葉県動物愛護推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本県における犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第38条の規定に基づき、千葉県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 推進員は、動物愛護法第2条の基本原則に則し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、動物愛護法第38条第2項に定める活動を自主的に行うこととする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、動物の愛護と適正な飼養の推進のために必要と認める活動を推進員に行わせることができる。

### (委嘱等)

第3条 推進員は、次のいずれかに該当する者の中から知事が委嘱する。

- 一 千葉県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）及び市町村等から推薦を受けた者
- 二 推進員の公募に対して応募のあった者

2 前項の推進員は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- 一 千葉県内に居住し、20歳以上の者
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者
- 三 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者
- 四 第7条第1項各号（ただし、第五号を除く）の規定により、推進員を解任されたことのない者
- 五 県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者

### (推進員の証)

第4条 知事は、推進員を委嘱したときは、委嘱状（別記様式第1号）及び千葉県動物愛護推進員であることを示す動物愛護推進員の証（別記様式第2号）を交付する。

2 知事は、前項の規定により交付された動物愛護推進員の証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から動物愛護推進員の証の再交付の申請があった場合は、これを再交付できる。

3 前項の申請は、動物愛護推進員の証再交付申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

4 知事は、第1項の規定により交付された動物愛護推進員の証の記載事項に変更のあった者から動物愛護推進員の証の書換えの申請があった場合は、これを書換え交付できる。

5 前項の申請は、動物愛護推進員の証書換え交付申請書（別記様式第4号）により行うものとする。

（任期）

第5条 推進員の任期は3年以内とする。ただし再任は妨げない。

（責務）

第6条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- 二 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 三 推進員は、活動にあたっては、動物愛護推進員の証を必ず携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

（解任）

第7条 推進員が次のいずれかに該当する場合には、知事は、これを解任することができる。

- 一 協議会の施策、方針に反する場合
- 二 推進員としての役割を果たさない場合
- 三 推進員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 四 推進員としてふさわしくない非行があった場合
- 五 本人からの申出があった場合
- 六 前各号の規定にかかわらず、第3条第2項各号に該当しなくなった場合又は知事が必要と認めた場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

（報告等）

第8条 推進員は、その任期中、年度内の活動内容等について、半期ごとに動物愛護推進員活動報告書（別記様式第5号）により知事に報告する。

- 2 推進員は、推進員を対象とした講習会、会議等に出席し、推進員としての活動を遂行するために必要な知識、技術等の習得及び研さんに努めなければならない。
- 3 推進員は、その活動を効果的に進めるため、相互に連絡し協力するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

# 委 嘱 状

様

千葉県動物愛護推進員を委嘱します

期間は 年 月 日から 年 月 日までとします

年 月 日

千葉県知事

別記様式第2号

(表)

第 号	
<b>動物愛護推進員の証</b>	
氏 名	2.5cm 顔写真 上半身無帽 3ヶ月以内に 撮影したもの
年 月 日生	3.0cm
上記の者は、千葉県動物愛護推進員であることを証する。	
委嘱期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	
千葉県知事	

(裏)

この動物愛護推進員の証を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づき、千葉県知事から委嘱された動物愛護推進員であり、その関係条文は次のとおりである。

動物の愛護及び管理に関する法律（抄）  
（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受けられる機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(大きさ 縦：65mm 横：90mm)

年 月 日

千葉県知事様

住所

氏名

動物愛護推進員の証再交付申請書

次のとおり動物愛護推進員の証を 

き	損
汚	損
紛	失

 したので再交付を申請します。

1 き損し、汚損し、紛失した年月日

2 き損し、汚損し、紛失した理由

(添付書類)

- ・ き損し又は汚損した動物愛護推進員の証
- ・ 顔写真（上半身無帽、3ヶ月以内に撮影したもの、縦3.0cm×横2.5cm）

別記様式第4号

年 月 日

千葉県知事様

住所

氏名

動物愛護推進員の証書換え交付申請書

次のとおり動物愛護推進員の証の記載事項に変更があったので、書換え交付を申請します。

変更事項	変更内容		変更年月日
氏名	変更前		年 月 日
	変更後		

(添付書類)

- ・ 交付されている動物愛護推進員の証
- ・ 変更事項を確認することができる書類
- ・ 顔写真（上半身無帽、3ヶ月以内に撮影したもの、縦3.0cm×横2.5cm）

動物愛護推進員活動報告書

年 月 日

千葉県知事 様

動物愛護推進員氏名

年度（上半期・下半期）における動物愛護推進員活動の状況を、次のとおり報告します。

業務活動状況	(1)動物の愛護と適正な飼養の助言件数	犬	件	
		猫	件	
		他の動物	件	
	(2)繁殖制限に関する必要な助言件数	犬	件	
		猫	件	
		他の動物	件	
	(3)譲渡のあっせん件数・頭数	犬	件	頭
		猫	件	頭
		他の動物	件	頭
(4)県への協力件数 件 市町村への協力件数 件 [※協力した具体的内容を記入してください]				
(5)災害時における県への協力件数 件 [※協力した具体的内容を記入してください]				
困難な事例	[※業務を遂行する上で、困難な事例があれば記入してください]			
活動をとおしての意見・提案等				

※報告期限 ( 上半期 (4～9月) : 報告は10月20日まで  
下半期 (10月～3月) : 報告は4月20日まで )